石別中学校 生徒会会則

第1条 本会は石別中学校生徒会と称し、本校生徒会全員で組織する。

第2条 本会は会員の自主性を伸ばし、生活の向上をはかることを目的とする。

第3条 本会の目的を達成するために次のことを行う。

- 1. 会長・副会長・書記は全員の信任によって選出する。
- 2. 会員全体の問題を協議する。
- 3. 学習や学校内外の生活が自主的に行われるように努める。
- 4. その他必要なこと。

第4条 本会には次の機関を置く。

- 1. 生徒総会
- 2. 代議員会
- 3. 総務委員会
- 4. 執行部

第5条 諸会議の設定は、次のとおりとする。

- 1. 生徒総会は定期的に年1回、後期(11月)に開く。但し必要な場合は臨時に開くことができる。
- 2. 代議員会は生徒総会に次ぐ機関として、必要に応じて臨時に開くことができる。
- 3. 代議員会は会長が召集し、必要に応じて臨時に開くことができる。

第6条 役員の任期、役員の構成は、次のとおりとする。

- 1. 執行部の任期は、11月から翌年の10月までとする。
- 2. 執行部は次のとおりとする。
- ○会長1名 副会長1名 書記若干名(全期)
- ○会長は新3年生とし、執行部または総務委員長経験者とする。
- ○副会長は新2年生年、次期会長を目指す者とする。
- ○書記は新2年生または新3年生で、会長や副会長を補佐したい者、及び次期会長を目指す者とする。
- 3. 総務委員は学級毎に選出し、委員長・副委員長は互選とする。
- 4. 総務委員の任期は、前期(4月~10月まで)と後期(11月~翌年3月まで)とする。
- 5. 代議員会は生徒総会に代わって協議し決定する機関とし、学級委員長・総務委員長・執行部をもって 構成する。

第7条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

- 1. 会長は本会を代表し、総会その他の会議を招集する。
- 2. 副会長は会長を助け、その任務を代行する。
- 3. 書記は生徒会各種機関との連絡調整をはかり、会の運営を円滑にする。
- 4. 会計の事務は書記があたる。
- 5. 総務委員会は事業の計画・実行にあたり、その充実に努める。

第8条 本会の会費は、1人月額100円とする。

第9条 本会の会則は、生徒総会で決議し、学校長の承認を得る。

第10条 この会則は平成23年11月11日に改正し、平成24年4月1日より施行する。